

# 社会福祉法人 新緑会

## 役員等報酬および費用弁償規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人新緑会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の指定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

#### 第2条

この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 非常勤の役員とは、役員のうち、理事長及び業務執行理事以外の者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (勤務実態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- |            |    |
|------------|----|
| (1) 理事長    | 報酬 |
| (2) 業務執行理事 | 報酬 |
| (3) 非常勤役員  | 報酬 |

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 個々の評議員の報酬は、別表1に定める額とする。
- 3 この法人の全理事の報酬総額は、年間200万円以内とする。
- 4 この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 5 この法人の理事長及び業務執行理事の報酬月額は別表2に定める額とする。
- 6 各々の理事長及び業務執行理事の報酬月額は評議員会の承認を得て決めるものとする。
- 7 非常勤役員に対する報酬は、別表3に定める額とする。
- 8 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

### (費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

### (支給の方法)

第6条 理事長及び業務執行理事の報酬は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度支払う。

(支給の形態)

第7条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。  
2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(細則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に細則で定めるものとする。

付 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

別表1 (評議員の報酬)

	日 額
評議員会への出席	4, 000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	4, 000円

別表2 (常勤理事の報酬)

## (1) 月額報酬

役職名	月 額
理事長	50, 000円
業務執行理事	50, 000円

別表3 (非常勤理事の報酬等)

## (1) 理事

	月 額
理事会等会議への出席	4, 000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	4, 000円

※ 評議員会で定める総額を超えることはできないことに留意すること。

## (2) 監事

	月 額
監事監査等への出席	4, 000円
理事会、評議員会等会議への出席	4, 000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	4, 000円

※ 評議員会で定める総額を超えることはできないことに留意すること。